

# 健康ワンポイントアドバイス

発行：十日町市中魚沼郡医師会

発行日：令和3年1月発行

第222号



## 小規模事業所と働き方改革

十日町地域産業保健センター・地域運営主幹

池田医院 理事長 池田 透 先生

当管内事業所では殆どが小規模事業所（従業員50人未満）であり98%を占めています。

大企業では、すでに2019年の4月1日より働き方改革関連法が施行され、残業時間に上限規制が設けられています。遅れて中小企業では2020年4月から実施となりました。時間外労働を改善せず、体内時計に逆らって深夜業務を続けると血圧の上昇をきたし、脳、心血管障害発症のリスクが高くなります。時間外労働を減らして体内時計に逆らわず生活する事が重要です。上限規制適用以前は、労使間で36協定の特別条項を締結していれば、通算6ヵ月までは残業時間に制限がなく従業員を働かせることが可能でした。しかし、上限規制適用後は、残業の上限は「1年で720時間以内、1ヵ月あたり100時間未満、2～6ヵ月は月平均80時間以内」となります。もし上限を守らずに就業させた場合、使用者には6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金が課せられます。政府は、業務の性質上長時間労働や危険を伴いやすく、過労や怪我など労働災害が生じやすい業種を「重点業種」と定め、その対策を検討中です。重点業種には、IT産業や外食産業、教職員、介護業などが指定されており、残業の上限規制が猶予される業種も含まれます。これらの業種は、人手不足や深夜業などの理由により、慢性的な長時間労働が課題となっております。

残業上限規制の適用が猶予・除外となる業種は…

- ① 建設業：残業の上限規制には2024年4月からの適用となります。建設業の仕事のなかには、災害時の復興など、人命や生活に深くかかわるものもあり、一部業務では例外として規制が適用されないものもあります。
- ② 自動車運転の業務：建設業と同じく、2024年4月からの適用となります。自動車運転業では例外は認められません。

- ③ 医師：2024年4月より適用となる見通しです。ただし、救急病院などでは1分1秒が患者の命に係わる場面もあるため、医師の残業上限については医療業界の有識者達が参加の上、詳細は引き続き検討される予定です。

重点業種の労働環境を改めるには、自社の業務のやり方を根本から見つめなおす必要があります。また、業務の多くは取引先との関係に大きな影響を受けるため、取引環境の改善も必要不可欠です。物理的に長時間残業をしないで済む環境整備のために、5年間の猶予期間が設けられています。各業界の制度が適用されるまでは、環境改善の進捗状況を注視しながら、2024年を目途に、再度適用の条件などが検討される予定です。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっています。一日も早いワクチンの完成が望まれています。ウイルスは今後も変異を繰り返し、姿形を変え人類に襲い掛かってきます。ウイルスとの長い戦いに終わりは期待できません。感染症対策として従業員数50人未満の小規模事業所においても残業を減らし、リモートワーク等の導入、リモート会議の推進を含めた働き方改革に取り組む時期に差し掛かっています。

